

岐阜県公報

第 八 十 七 号
令 和 二 年 三 月 十 日
(火曜日)

目 次

規 則

- 岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (人 事 課) 一 一 四^{ペーシ}
- 岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則 (管 財 課) 一 一 八
- 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則 (地 域 振 興 課) 一 二 一

告 示

- 岐阜県地域総合整備資金貸付要綱等の一部改正 (市 町 村 課) 一 二 一
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治 山 課) 一 二 一
- 道路の区域変更 (道 路 維 持 課) 一 二 三
- 道路の供用開始 (同) 一 二 三
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) 一 二 三
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 一 二 六

監査委員告示

- 随時監査の結果に関する報告の公表 (監 査 委 員) 一 二 九
- 財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表 (同) 一 三 一
- 定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表 (同) 一 三 六

教育委員会訓令

- 岐阜県教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (教 育 総 務 課) 一 四 六

○公共測量の終了

公 示

(用 地 課) 一 四 七

規則

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和二年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年岐阜県条例第二十九号。以下「条例」という。)第四十条の規定に基づき、知事の事務部局(労働委員会の事務部局を含む。)に勤務する会計年度任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員をいう。以下同じ。)の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第二条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり二十九時間を超えない範囲内で、所属長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、職務の性質上特に必要があると認められる業務に従事する会計年度任用職員の勤務時間について、あらかじめ知事の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、所属長は、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

2 所属長は、職務の性質に応じて、午前八時三十分から午後五時十五分までの間において、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第四条 所属長は、職務の性質上特に必要があると認められる業務に従事する会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 所属長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、四週間ごとの期間につき八日以上以上の週休日を設けなければならない。ただし、職務の性質上特に必要があると認められる業務に従事する会計年度任用職員について、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(休憩時間)

第五条 所属長は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。ただし、職務の性質上これにより難しいときは、休憩時間につき別段の定めをすることができる。

(時間外勤務代休時間)

第六条 所属長は、岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号)第二条第六項の規定により時間外勤務手当に相当する報酬を支給すべき会計年度任用職員に対して、知事が別に定めるところにより、当該時間外勤務手当に相当する報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、知事が定める期間内にある勤務日等(第八条第一項に規定する勤務日等をいう。)(同項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された会計年度任用職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日)

第七条 会計年度任用職員は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(祝日法による休日を除く。次条において「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(休日の代休日)

第八条 所属長は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第三条第二項又は第四条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られ

た勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、知事が別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第六条第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（年次休暇）

第九条 会計年度任用職員の年次休暇は、一会計年度ごとにおける休暇とする。

2 年次休暇の日数は、週によって勤務日（第三条第二項又は第四条の規定により勤務時間を割り振られた日をいう。以下同じ。）が定められている職員にあっては別表の左欄に掲げる一週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる一年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる継続勤務期間（会計年度任用職員その他知事が定める職員（以下この項において「会計年度任用職員等」という。）として任用された日から起算して会計年度任用職員等として継続して勤務した期間をいう。以下同じ。）の区分ごとに定める日数とする。

3 前項の規定にかかわらず、任期（前会計年度に置かれた職を占める会計年度任用職員として勤務した期間と当該会計年度の任期が連続している場合の当該会計年度任用職員として勤務した期間を含む。以下この項において同じ。）が六月未満である会計年度任用職員（一週間当たりの勤務時間（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては、一年間当たりの勤務時間を一週間当たりの勤務時間に換算した勤務時間）が二十九時間以上であるものに限る。）の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる任期の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 三月を超え六月未満 六日

二 三月以下 三日

4 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、二十日を限度として、当該会計年度の翌会計年度に繰り越すことができる。

5 所属長は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合に

おいては、他の時季にこれを与えることができる。

（年次休暇以外の休暇）

第十条 所属長は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第八号に掲げる場合にあっては、知事が定める会計年度任用職員に限る。）に対して、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一 会計年度任用職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その都度必要と認める時間

二 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その都度必要と認める時間

三 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する七日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはこれらの確保を行うことができないとき。

四 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 その都度必要と認める時間

五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際に、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認める時間

六 会計年度任用職員の親族（知事が定める親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 知事が定める期間

七 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 知事が定める期間における連続する五日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

八 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 知事が定め

る期間における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間

2

所属長は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第四号から第七号まで及び第十三号に掲げる場合にあっては、知事が定める会計年度任用職員に限る。）に對して、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

一 六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

二 女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

三 生後一年に達しない子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。第五号イ及びハを除き、以下同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十分以内の時間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十二条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）

四 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして知事が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる

場合 一 会計年度において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、知事が定める時間）の範囲内の期間

五 次に掲げる者（ハに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第七号までにおいて「要介護者」という。）

の介護その他の知事が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一 会計年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、知事が定める時間）の範囲内の期間

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で知事が定めるもの

六 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、所属長が、知事が別に定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間

七 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）

内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する三年の期間内において一日につき二時間（当該会計年度任用職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間

八 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 二日を超えない範囲内でその都度必要と認め

る日又は時間

九 妊産婦である女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条に規定する保健指導（次号において「保健指導」という。）又は同法第十三条に規定する健康診査（次号において「健康診査」という。）を受ける場合その都度必要と認める時間

十 女子の会計年度任用職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認める時間

十一 妊娠中の女子の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関（自動車を運転して通勤する場合にあっては、当該通勤の経路）の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 勤務時間の始め又は終わりににおいて、一日につき一時間の範囲内でそれぞれその都度必要と認める時間

十二 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その療養に必要と認められる期間

十三 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（第八号、第十号及び前号に掲げる場合を除く。）

別表（第9条関係）

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	継続勤務期間						
		6月未満	6月以上1年未満	1年6月以上2年未満	2年6月以上3年未満	3年6月以上4年未満	4年6月以上5年未満	5年6月以上
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考 1 週間の勤務日の日数が4日以下であって1週間当たりの勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員については、1 週間の勤務日の日数が5日以上であるものとみなして、この表を適用する。

く。） 一 会計年度において知事が定める期間

十四 会計年度任用職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その都度必要と認める日又は時間

3 前二項の休暇（前項第一号及び第二号の休暇を除く。）については、知事が定めるところにより、所属長の承認を受けなければならない。

（雑則）

第十一条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

岐阜県職員宿舍管理規則（昭和三十二年岐阜県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、収益を目的とせず、かつ、貸与の目的に反しないと知事が認めたときは、この限りでない。

第十四条第二項を次のように改める。

2 世帯用宿舍の貸与を受けている者は、その家族又は前項ただし書の規定により同居させた者（以下「家族等」という。）との同居をやめようとするときは、入居区分変更申請書（別記第四号様式の二）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。世帯用宿舍の貸与を受けている者で家族等を同居させていないものが家族等を同居させようとするときも、同様とする。

第十四条に次の一項を加える。

3 第八条第二項の規定は、前項の入居区分変更申請書の提出について準用する。
別記第一号様式中

転 動	旧 所 属		新 所 属	
	年 月 日付	電 話 番 号		
現住居が狭い	専用延面積	㎡	部 屋 数	室
通勤が困難	通勤方法	通勤時間		
家賃が高い	月額	円		
そ の 他				

を

新規採用、派遣等	派遣元等名称		新 所 属	電 話 番 号	通 勤 時 間					
	旧 所 属	年 月 日付								
転 動										
通 勤 が 困 難	通勤方法									
現 住 居 に 問 題	(専用延面積、部屋数、家賃等の現状を記載)									
そ の 他										

に

改める。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第9条関係）

宿 舎 貸 与 に 関 す る 決 定 通 知 書

年 月 日

様

岐 阜 県 知 事



年 月 日に申請のあった宿舎の貸与について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 年 月 日から次の宿舎を貸与します。

宿 舎 名 及 び 部 屋 番 号	
所 在 地	
入 居 区 分	世 帯 用 （ 世 帯 利 用 ・ 単 身 利 用 ・ 独 身 利 用 ） 単 身 用 ・ 独 身 用

2 あなたは、補欠の 番です。

3 その他

- (1) 貸与の日から10日以内に入居することができず、入居を延期する必要がある場合には、貸与の日から10日以内に入居延期申請書を提出して承認を受けてください。
- (2) 入居を辞退する場合は、貸与の日から10日以内に辞退届を提出してください。
- (3) 次の事由に該当する場合は、宿舎を明け渡す必要があります。明渡しができないときは、明渡延期申請書を提出して承認を受けてください。
- ・ 職員が死亡したとき。
 - ・ 職員が退職したとき。
 - ・ 職員が転勤、転職その他の理由により、当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

第 4 号 様 式 の 2 (第 1 4 条 関 係)

別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

入居区分変更申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

所属名 (電話 番 号)

氏 名 _____ 印

岐阜県職員宿舍管理規則第 1 4 条第 2 項の規定により、入居区分を変更したいので申請します。

記

- 1 宿 舎 所 在 地
- 2 宿 舎 名 及 び 部 屋 番 号
- 3 変 更 事 項
(変 更 前) 世 帯 用 (世 帯 利 用 ・ 単 身 利 用 ・ 独 身 利 用)

(変 更 後) 世 帯 用 (世 帯 利 用 ・ 単 身 利 用 ・ 独 身 利 用)
- 4 変 更 理 由
- 5 変 更 日

所 属 長 意 見 欄	氏 名 _____ 印
----------------	-------------

附 則 この規則は、公布の日から施行する。 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をいひ公布する。 令和二年三月十日 岐阜県知事 古 田 肇 岐阜県規則第十六号 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。 別記第一号様式表面中「男」及び「女」を削ぐ。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第一号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の別記第一号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。	第 1 条 岐阜県地域総合整備資金貸付要綱（平成 5 年岐阜県告示第 790 号の 2）の一部を次のように改正する。 第 2 条中「貸付の」を「貸付けの」に、「次」を「、次」に改める。 第 3 条第 1 項中「対象となる事業」の次に「（以下「貸付対象事業」という。）を加え、同項第 2 号中「第 3 条第 4 項」を「第 2 条第 5 項」に、「特定供給者」を「認定事業者」に改め、同項第 3 号中「1 千万円」を「1,000 万円」に改め、同条第 2 項第 1 号中「売却」を「売却し、」に改める。 第 4 条中「貸付」を「貸付け」に改める。 第 5 条第 1 項中「第 3 条に規定する貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）を「貸付対象事業」に、「3 百万円」を「300 万円」に改め、同項ただし書中「63 億円」を「、63 億円」に改め、同条第 3 項中「当該対象事業」を「当該貸付対象事業」に改める。 第 13 条第 2 項第 6 号及び第 7 号中「又は」を「、又は」に改め、同項第 10 号中「のほか」を「に掲げるもののほか、」に改める。 第 14 条第 1 号中「事業者概要」を「事業者概要書」に改め、同条第 5 号中「連帯保証予定者の意見書」を「地域総合整備資金貸付けに係る意見書」に改める。 別記第 2 号様式中「平成」を削り、「位置づけ」を「位置付け」に改める。 別記第 6 号様式中「地域総合整備資金貸付に係る意見書」を「地域総合整備資金貸付けに係る意見書」に改める。 （岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示の一部改正） 第 2 条 岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示（平成 25 年岐阜県告示第 211 号）の一部を次のように改正する。 附則第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。 附則第 3 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。
告 示 岐阜県告示第八十八号 岐阜県地域総合整備資金貸付要綱等の一部を次のように改正する。 令和二年三月十日 岐阜県知事 古 田 肇 （岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正）	岐阜県告示第八十九号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字長峰四八五四、四八六三、四八六五、四八六六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字川西七六三の二、七七三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡七宗町神測字野尻一一四四二の一四、一一四四二の二〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字野尻一一四四二の一四（次の図に示す部分に限る。）、一一四四二の二〇

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考	
県道		大井美並線		郡上市美並町高砂字更見 三五八番三地从先から 同 市同 町同 字山花 三三四番一〇地先まで		前		10・27 13・00		42・96			
						後		10・37 14・01		42・96			

岐阜県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の告示年月日ほか）

県道	古川宇津江四十八線 滝国府	高山市国府町宇津江字中村一 四七一番一地从先から 同 市同 町同 字同 一 五三七番一地从先まで	二五・五	令和 二・三・一〇	平成 二六・三・一四 二六・八・二九
----	------------------	---	------	--------------	--------------------------

岐阜県告示第九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので同条第四項の規定により告示する。

令和二年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
黒川 1	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川 1	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤河 1	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切井 1	加茂郡白川町切井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川 13	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上佐見 1	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上佐見 2	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上佐見 3	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上佐見 4	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上佐見 5	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下佐見 2	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下佐見 3	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上佐見3	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見4	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見5	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
和泉1	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	土石流
和泉2	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	土石流
和泉3	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	土石流
和泉4	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	土石流
三川	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	土石流
上佐見6	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見7	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見8	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見9	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見10	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見11	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見12	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見13	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見14	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見15	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見16	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見17	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見18	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
下佐見1	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	土石流
下佐見2	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	土石流
下佐見3	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	土石流
下佐見4	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	土石流
下佐見5	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	土石流

下佐見6	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	土石流
白山	加茂郡白川町白山	次の図のとおり	土石流
坂ノ東1	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	土石流
坂ノ東2	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	土石流
坂ノ東3	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	土石流
中川	加茂郡白川町中川	次の図のとおり	土石流
河東1	加茂郡白川町河東	次の図のとおり	土石流
河東2	加茂郡白川町河東	次の図のとおり	土石流
広野1	加茂郡白川町広野	次の図のとおり	土石流
広野2	加茂郡白川町広野	次の図のとおり	土石流
広野3	加茂郡白川町広野	次の図のとおり	土石流
和泉5	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	土石流
和泉6	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	土石流
水戸野1	加茂郡白川町水戸野	次の図のとおり	土石流
水戸野2	加茂郡白川町水戸野	次の図のとおり	土石流
黒川1	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川2	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川3	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川4	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川5	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川6	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川7	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川8	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川9	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川10	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川11	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流

岐阜県告示第九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

黒川12	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川13	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川14	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川15	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川16	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川17	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川18	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川19	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川20	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川21	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
三川2	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	土石流
赤河1	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	土石流
赤河2	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	土石流
赤河3	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	土石流
赤河4	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	土石流
赤河5	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	土石流
赤河6	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	土石流
上佐見19	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見20	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流

令和二年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
黒川1	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川1	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤河1	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切井1	加茂郡白川町切井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川13	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上佐見1	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上佐見2	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上佐見3	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上佐見4	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上佐見5	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下佐見2	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下佐見3	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白山1	加茂郡白川町白山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白山2	加茂郡白川町白山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白山3	加茂郡白川町白山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白山4	加茂郡白川町白山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白山5	加茂郡白川町白山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂ノ東1	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂ノ東2	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

	三川5	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	三川4	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	三川3	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	三川2	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	水戸野2	加茂郡白川町水戸野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	水戸野1	加茂郡白川町水戸野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	和泉	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	黒川12	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	黒川11	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	黒川10	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	黒川9	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	黒川8	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	黒川7	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	黒川6	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	黒川5	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	黒川4	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	黒川3	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	黒川2	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	河岐2	加茂郡白川町河岐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	河岐1	加茂郡白川町河岐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	広野	加茂郡白川町広野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	中川3	加茂郡白川町中川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	中川2	加茂郡白川町中川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	中川1	加茂郡白川町中川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	坂ノ東4	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	坂ノ東3	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

	三川6	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	三川7	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	三川8	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	赤河2	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	赤河3	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	赤河4	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	赤河5	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	赤河6	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	赤河7	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	赤河8	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	赤河9	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	切井2	加茂郡白川町切井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	切井3	加茂郡白川町切井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	切井4	加茂郡白川町切井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	切井5	加茂郡白川町切井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	下佐見1	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
	上佐見1	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
	上佐見2	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
	上佐見3	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
	上佐見4	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
	上佐見5	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
	和泉1	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	土石流
	和泉2	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	土石流
	和泉4	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	土石流
	三川	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	土石流
	上佐見6	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流

上佐見7	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見8	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見9	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見10	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見11	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見12	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見13	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見14	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見15	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見16	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見17	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見18	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
下佐見2	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	土石流
下佐見3	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	土石流
下佐見4	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	土石流
下佐見5	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	土石流
下佐見6	加茂郡白川町下佐見	次の図のとおり	土石流
白山	加茂郡白川町白山	次の図のとおり	土石流
坂ノ東1	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	土石流
坂ノ東2	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	土石流
坂ノ東3	加茂郡白川町坂ノ東	次の図のとおり	土石流
中川	加茂郡白川町中川	次の図のとおり	土石流
河東1	加茂郡白川町河東	次の図のとおり	土石流
河東2	加茂郡白川町河東	次の図のとおり	土石流
広野1	加茂郡白川町広野	次の図のとおり	土石流
広野2	加茂郡白川町広野	次の図のとおり	土石流

広野3	加茂郡白川町広野	次の図のとおり	土石流
和泉5	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	土石流
和泉6	加茂郡白川町和泉	次の図のとおり	土石流
水戸野1	加茂郡白川町水戸野	次の図のとおり	土石流
水戸野2	加茂郡白川町水戸野	次の図のとおり	土石流
黒川1	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川2	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川3	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川4	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川5	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川6	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川7	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川9	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川10	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川11	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川12	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川13	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川14	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川18	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川19	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川20	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
黒川21	加茂郡白川町黒川	次の図のとおり	土石流
三川2	加茂郡白川町三川	次の図のとおり	土石流
赤河1	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	土石流
赤河2	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	土石流
赤河3	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	土石流

赤河4	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	土石流
赤河5	加茂郡白川町赤河	次の図のとおり	土石流
上佐見19	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流
上佐見20	加茂郡白川町上佐見	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項及び第五項の規定により令和二年一月二十九日に執行した随時監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和二年三月十日

岐阜県監査委員	田 中 勝 士
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

令和元年度随時監査の結果に関する報告について

- 1 監査の種類
地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査
(同条第5項に基づく随時監査として実施)
- 2 監査の対象
(1) 対象事務
収入証紙及び現金の出納管理
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 対象機関 (11機関13か所)
① 出納管理課
② 西濃県事務所
③ 揖斐県事務所
④ 中濃県事務所 (郡上市駐在を含む。)
⑤ 可茂県事務所
⑥ 東濃県事務所
⑦ 恵那県事務所
⑧ 飛騨県事務所 (下呂市駐在を含む。)
⑨ 岐阜県税事務所
⑩ 岐阜保健所
⑪ 古川土木事務所
- 3 監査の着眼点
・収入証紙の売りさばきに係る調定は、適切に行われているか。
・指定金融機関への現金の払込みは、遅延していないか。
・収入証紙及び現金の受払が遅滞なく各出納簿に記載されているか。
・収入証紙及び現金の現物が各出納簿の残数量と一致しているか。
・収入証紙の毎月末の残数量を収支等命令者が確認しているか。
・収入証紙の還付及び交換の手続は、適正に行われているか。
- 4 監査の実施内容
不正・不祥事の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ちの手法を用いて監査を実施した。

事務局書記による予備監査を実地でを行い、その後、監査委員による本監査を書面で行った。

事務局書記による予備監査：令和元年12月24日(火)
監査委員による本監査：令和2年1月29日(水)

5 監査の結果

揖斐県事務所、中濃県事務所、恵那県事務所、飛騨県事務所、岐阜保健所及び古川土木事務所において、指摘事項又は指導事項が認められたので、是正又は改善を講ずるよう求めた。

なお、他の5機関においては、特に指摘及び指導する事項は認められなかった。

機関名	区分	内容
揖斐県事務所	指導事項	収入証紙及び現金の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 収入証紙の指定売りさばき人への払出し及び同数量の出納管理課からの受入れについて、収入証紙関係出納簿に記載すべきところ、これを行っていないかったため、指定売りさばき人へ払出しを行った後、出納管理課から受入れがなされるまでの間、帳簿と現物の数量が一致しない状態となっていた。 2 収入証紙関係出納簿及び現金出納簿について、日々の受払を表計算ソフトで管理しており、1か月分をまとめて各出納簿に転記する方法で作成していたため、証跡を残すことなく過去に遡って追記や修正ができる状態となっていた。
中濃県事務所	指導事項	収入証紙の管理事務において、収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、これを行っていないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
恵那県事務所	指導事項	収入証紙及び現金の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 収入証紙関係出納簿及び現金出納簿について、日々の受払を各出納簿に鉛筆で記載し、1か月分をまとめて清書する方法で作成していたため、証跡を残すことなく過去に遡って追記や修正ができる状態となっていた。

	指導事項	2 鉛筆で記載された12月分の収入証紙関係出納簿の証紙受払状況欄に複数の記載誤りがあつた。 3 収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、これを行っていないものがあつた。
飛騨県事務所	指導事項	収入証紙の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 収入証紙の指定売りさばき人への払出し及び同数量の出納管理課からの受入れについて、収入証紙関係出納簿に記載すべきところ、これを行っていないかったため、指定売りさばき人へ払出しを行った後、出納管理課から受入れがなされるまでの間、帳簿と現物の数量が一致しない状態となっていた。 2 収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、これを行っていないものがあつた。
岐阜保健所	指導事項	収入証紙の管理事務において、収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、定期監査において令和元年7月に指導したにもかかわらず、11月分について確認印を得ていなかったため、今後は適正に処理されたい。
古川土木事務所	指導事項	収入証紙の管理事務において、収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることとなっているが、これを行っていないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

(注) 監査の結果における区分は、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項

岐阜県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により令和元年十一月から令和二年一月に執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和二年三月十日

岐阜県監査委員	田 中 勝 士
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

令和元年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告

- 1 監査の種類
地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助団体等監査
- 2 監査の対象
(1) 対象年度
原則として、平成 30 年度を対象とした。
- (2) 対象団体
ア 出資・出捐団体 (県が資本金等を 4 分の 1 以上出資等している 33 団体のうち、21 団体)
イ 補助金等交付団体 (県が 1 事業 500 万円以上の補助金等を交付している 454 団体のうち、18 団体)
ウ 指定管理者 (42 指定管理者 (45 施設) のうち、9 指定管理者 (9 施設))
(注) 出資・出捐団体及び指定管理者は平成 31 年 4 月 1 日時点、補助金等交付団体は平成 30 年度について記載
- 3 監査の着眼点
監査に当たっては、財務諸表の正確性、事業の合规性、事業の合規性、経済性、有効性等に意を用いて実施した。
- (1) 出資・出捐団体
ア 設立目的に沿った団体運営が行われ、経営状態は良好か。
イ 会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
ウ 所管機関による指導監督は、適切に行われているか。
- (2) 補助金等交付団体
ア 補助事業等の目的に沿った執行が行われ、事業効果を発揮しているか。
イ 補助事業等の交付申請、実績報告等の手続及び内容は適切か。
- (3) 指定管理者
ア 協定書に沿った施設運営が行われ、事業効果を発揮しているか。
イ 会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
ウ 所管機関による指導監督は、適正に行われているか。
- 4 監査の実施内容
岐阜県監査委員監査基準、監査基本要綱及び財政的援助団体等選定基準に基づき選定した 48 団体について、監査専門委員 (うち 3 団体のみ) 及び事務局書記による予備監査を実施で行い、その後、監査委員による本監査を 20 団体については実地で、28 団体については提出された監査資料及び予備監査の結果を踏まえ書面により、それぞれ実施した。
- 監査に当たっては、以下の 6 項目を重点監査項目として設定し、令和元年 11 月 27 日から令和 2 年 1 月 29 日まで監査を実施した。
- (1) 出資・出捐団体
ア 決算事務における正確性の検証
イ 内部けん制の実効性の検証
- (2) 補助金等交付団体
ア 適正な申請及び報告事務の検証
イ 補助金で整備した施設、物品等の管理状況の検証
- (3) 指定管理者
ア 協定事項の遵守状況の検証
イ 物品の管理状況の検証

5 監査の結果

48 団体に対し監査を実施した結果、15 団体において 7 件の指摘事項及び 15 件の指導事項並びに 7 所管機関において 4 件の指摘事項及び 4 件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

(1) 監査実施団体数及び指摘等件数

区 分	監査実施団体数		団体監査結果件数				所管機関監査結果件数			
	有り	指摘等	指摘事項	指導事項	検討事項		指摘事項	指導事項	検討事項	
出資・出捐団体	21	7	12	4	8	0	0	0	0	0
補助金等交付団体	18	5	5	3	2	0	4	3	1	0
指定管理者	9	3	5	0	5	0	4	1	3	0
合 計	48	15	22	7	15	0	8	4	4	0

(注) 指摘等の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

(2) 指摘等の分野別件数

区 分	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		合 計	
	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項
決算関係	3	3	0	0	0	0	3	3
収入関係	1	1	0	0	0	1	1	2
支出関係	0	1	0	0	0	1	0	2
契約関係	0	2	0	0	0	0	0	2
財産関係	0	1	0	0	0	2	0	3
その他	0	0	3	2	0	1	3	3
合 計	4	8	3	2	0	5	7	15

(注) 指摘等が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上。

(3) 出資・出捐団体 (21 団体)

実施団体名	実施年月日	実施団体名	実施年月日
公益財団法人岐阜県教 育文化財団	令和2年1月14日	一般財団法人岐阜県公 衆衛生検査センター	令和2年1月29日
社会福祉法人岐阜県福 祉事業団	令和2年1月15日	地方独立行政法人岐阜 県総合医療センター	令和2年1月15日
地方独立行政法人岐阜 県立多治見病院	令和2年1月10日	地方独立行政法人岐阜 県立下呂温泉病院	令和元年11月27日
公立大学法人岐阜県立 看護大学	令和元年12月26日	一般財団法人岐阜産業 会館	令和2年1月17日
公益財団法人岐阜県産 業経済振興センター	令和元年12月5日	公益財団法人ソフトラビ アジャババ	令和2年1月17日

公益財団法人岐阜かか みがはら航空宇宙博物 館	令和2年1月16日	一般財団法人飛騨地域 地場産業振興センター	令和2年1月29日
岐阜県名産販売株式会 社	令和元年12月5日	公益財団法人岐阜県国 際交流センター	令和2年1月29日
一般社団法人岐阜県農 畜産公社	令和2年1月29日	一般財団法人岐阜県魚 苗センター	令和2年1月29日
公益社団法人木曾三川 水源造成公社	令和2年1月29日	公益財団法人岐阜県建 設研究センター	令和2年1月17日
岐阜県土地開発公社	令和2年1月14日	公益財団法人岐阜県浄 水事業公社	令和2年1月16日
岐阜県住宅供給公社	令和2年1月14日		

【監査の結果】

次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

団体名	区分	内容
社会福祉法人岐阜県福祉事業団が管理する社会福祉施設の施設利用料 (以下「利用料」という。)に係る債権管理について、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項	1 「施設利用料の滞納整理に関する事務処理マニュアル」に基づき、施設等は、利用料の滞納状況を毎年度四半期ごとに「苑 (園) 施設利用料滞納状況報告書 (以下「報告書」という。)」によりグループ代表を経由して本部へ報告することとなっているが、葬菜苑及びひまわりの丘地域生活支援センターの2施設においては、利用料の滞納債権があるにもかかわらず、本部へ報告されていなかった。 2 本部は、毎月末日に施設等から送付される「未収金残高内訳明細書」により利用料滞納債権の存在を認識していたが、当該2施設に対し報告書による報告を求めていなかった。
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	指導事項	ファイアウォール及びサーバーの賃貸借、並びにインターネット接続の委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	指導事項	平成30年度の決算において、平成29年4月に取得した設備に係る耐用年数の登録を誤っていたことにより、減価償却済額が14,498円過大となっており、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	指導事項	喫茶室の賃貸借契約において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 当初平成30年4月1日からとなっていた賃貸借開始日を5月31日に変更していたにもかかわらず、変更契約書を作成していなかった。

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病 院	指導事項	2 貸貸料の収納状況を確認しなかったことにより、使用月の 末日までに賃貸料を収納すべきところ、5月分から9月分が まとめて10月5日に収納されており、収納が最大で約3か 月遅延していた。
公立大学法人岐阜 県立看護大学	指導事項	平成 30 年度の財務諸表に対する注記について、「行政サービ ス実施コスト計算書における機会費用の計上方法」における地 方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率に関する記 載が前年度のまま修正しておらず、当年度における実際の計算 方法と異なるものになっていたので、今後は適正に処理され たい。
	指導事項	平成 30 年度前期大学院科目等履修生の入学金の収人事務に おいて、確認が徹底されておらず、入学者 1 名から二重に振込 があったのに気付かないまま収入していたので、速やかに措置 するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	月次決算において、「公立大学法人岐阜県立看護大学会計規 程」に基づき合計残高試算表及び予算執行状況表を作成し、理 事長へ提出すべきところ、これらが行われていなかったため、 今後は適正に処理されたい。
	指導事項	「公立大学法人岐阜県立看護大学外壁漏水補修等工事請負契 約」他 1 件に係る支払事務において、契約書で定めている支払 期日を超えて支払を行っているものがあったので、今後は適正 に処理されたい。
	指導事項	固定資産等の管理事務において、固定資産等の処分に当た り、資産管理責任者は、「公立大学法人岐阜県立看護大学資 産管理規程（以下「規程」という。）」に基づき、「固定資産 等処分決定決議書」により処分を決定すべきところ、これを行 っていないものがあった。また、固定資産等を処分した際は、 資産管理責任者は、規程に基づき固定資産台帳等から除却し なければならぬが、これを行っていないものがあったので、 速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
一般財団法人飛騨 地域地場産業振興 センター	指導事項	平成 30 年度の決算において、次の不適正な事項が認められた ので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 その他固定資産のうち出資金の帳簿価額について、「純資 産価額方式」を用いて保有する有価証券（株式）の時価評価 を行い計上していたが、その際に、株式会社社の総資産から負 債を控除した額に株式の持分割合を乗じて時価評価すべきと ころ負債を控除しなかったため、帳簿価額が 129, 353 円過大 となっていた。 2 財務諸表に対する注記について、会計方針の変更に該当し ない事項を会計方針の変更として記載していた。 3 財務諸表に対する注記について、「基本財産及び特定資産の 増減額及びその残高」として営繕積立金の増減内容を記載し ているが、前期末残高及び当期末残高が誤っていた。 また、「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」について も、営繕積立金の当期末残高及び負債に対する額が誤ってい た。

一般社団法人岐阜 県農畜産公社	指導事項	平成 30 年度の財務諸表に対する注記において、「キャッシュ・ フロー計算書の資金の範囲」に関して記載しているが、キャッ シュ・フロー計算書に記載した現金等 87, 198, 478 円と貸借対照 表に記載した現金等 117, 968, 718 円の差額 30, 810, 240 円の内容 を説明すべきところ、これを行っていなかった。 上記の差額の詳細について、引き続き説明を求めているが、 令和 2 年 2 月 26 日時点において、公社から十分な説明を得られ ていない。 上記のとおり、平成 30 年度の財務諸表について、キャッシュ・ フロー計算書及び貸借対照表の整合性を確認できず、両者のい ずれか又は両方に誤りがある可能性を否定できない状況となっ ていることから、速やかに財務諸表の正確性の確保について措 置するとともに、今後は財務諸表に対する「キャッシュ・フロ ー計算書の資金の範囲」に関する注記について、適正に処理さ れたい。
一般財団法人岐阜 県魚苗センター	指導事項	令和元年度の決算において、平成 31 年 1 月及び 3 月に取得し た設備 4 件の減価償却開始月を取得月とすべきところ、使用開 始月を登録していたため、減価償却済額が 368, 808 円過小と なっており、固定資産の帳簿価額が過大に計上されていたので、 速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

(4) 補助金等交付団体 (18 団体)		
実施団体名	補助金等の名称	実施年月日
一般財団法人岐阜陸上競技 協会	県民総参加スポーツ大会推進事業費補助金	令和 2 年 1 月 29 日
日本スポーツマスターズ 2 0 1 9 ぎふ清流大会実行委 員会	日本スポーツマスターズ 2 0 1 9 ぎふ清流大会 実行委員会負担金	令和 2 年 1 月 29 日
ぎふ清流レクリエーション フェスティバル実行委員会	ぎふ清流レクリエーションフェスティバル実行 委員会負担金	令和 2 年 1 月 29 日
学校法人祥雲学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	令和 2 年 1 月 29 日
学校法人 H I R O 学園	岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費 補助金	令和 2 年 1 月 29 日
学校法人美濃加茂学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	令和 2 年 1 月 29 日
	岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金	
公益社団法人岐阜病院	医療機能特化推進事業費補助金	令和 2 年 1 月 29 日
	岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金	
	岐阜県認知症疾患医療センター地域認知症対 策事業補助金	
	岐阜県病院内保育所運営事業費補助金	
	岐阜県指定精神科病院等補助金	
社会医療法人白鳳会	岐阜県在宅重度障がい児者短期入所等支援事 業費補助金	令和 2 年 1 月 29 日
	岐阜県病院内保育所運営事業費補助金	

社会福祉法人樂城会	岐阜県医療施設等設備整備費補助金 (がん診療施設設備整備事業費補助金)	
	岐阜県愛のともしび基金事業費補助金	令和2年1月29日
	岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金	
	岐阜県結核予防費補助金	
社会福祉法人信輪会	岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金	令和2年1月29日
	岐阜県老人福祉施設等整備費補助金	
社会福祉法人めひの野園	岐阜県結核予防費補助金	
	岐阜県障害者 (児) 福祉関係施設等整備費補助金	令和2年1月29日
大垣商工会議所	岐阜県商工会及び商工会議所補助金	令和2年1月29日
ぎふ農業協同組合	岐阜県農業振興事業補助金 (新規就農サポート事業費補助金)	令和2年1月29日
	岐阜県農業振興事業補助金 (園芸産地収益力強化支援事業費補助金)	
	岐阜県農業振興事業補助金 (水田農業構造改革推進補助金)	
	岐阜県畜産振興事業補助金 (繁殖雌牛増頭支援事業費補助金)	
全国農業協同組合連合会岐阜県本部	岐阜県農業振興事業補助金 (ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費補助金)	令和2年1月29日
	岐阜県農業振興事業補助金 (新規就農サポート事業費補助金)	
	岐阜県畜産振興事業補助金 (繁殖雌牛増頭支援事業費補助金)	
瑞穂市	岐阜県農業振興事業補助金 (元氣な農業産地構造改革支援事業費補助金)	令和2年1月29日
大野町	清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金 (清流の国ぎふ市町村提案事業)	令和2年1月29日
有限会社ライン工業	岐阜県森林・林業対策事業補助金 (県産材競争力強化・販路拡大支援事業)	令和2年1月29日
	岐阜県森林・林業対策事業補助金 (県産材需要拡大施設等整備事業)	
一般社団法人養老線管理機構	岐阜県鉄道施設維持修繕事業費補助金	令和2年1月29日
	岐阜県鉄道輸送高度化事業費補助金	

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

ア 監査対象団体		
団体名	区分	内容
日本スポートスチームターズ2019ぎふ清流大会実行委員会	指導事項	日本スポートスチームターズ2019ぎふ清流大会資料等調達業務に係る検査事務において、検査調査を作成すべきところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することによって代えていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。
公益社団法人岐阜病院	指摘事項	岐阜県認知症疾患医療センター地域認知症対策事業補助金において、次のとおり不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 休日勤務手当の一部を重複して補助対象経費に算入していたことにより、補助金 13,867 円が過大受給となっていた。 2 雑費について、購入先の不明な領収書や宛名の無い領収書が見受けられ、支出証拠書類として十分でなかった。
社会福祉法人樂城会	指摘事項	岐阜県愛のともしび基金事業費補助金において、送迎用車両の購入に当たり平成30年4月26日に補助金の交付申請を行うと同時に、平成30年5月31日を事前着手予定日とした届出書を提出していたが、交付申請を行った時点で既に契約していたので、今後は補助金の交付申請手続を遵守し、適正に処理されたい。
ぎふ農業協同組合	指摘事項	岐阜県農業振興事業補助金 (新規就農サポート事業費補助金) において、実績報告書における補助対象経費の中に組合が支払っていないものが含まれており、補助金 42,943 円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
有限会社ライン工業	指導事項	岐阜県森林・林業対策事業補助金 (県産材競争力強化・販路拡大支援事業) において、旅費の一部に消費税及び地方消費税を含んでいたことにより、補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関		
機関名	実施団体名	区分 内容
医療福祉連携推進課	公益社団法人岐阜病院	公益社団法人岐阜病院に対する岐阜県認知症疾患医療センター地域認知症対策事業補助金において、次のとおり不適正な事項が認められ、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 休日勤務手当の一部が重複して補助対象経費に算入されていたことにより、補助金 13,867 円が過大交付となっていた。 2 補助事業者が支出した雑費について、購入先の不明な領収書や宛名の無い領収書が見受けられ、支出証拠書類として十分でなかった。

地域福祉課	社会福祉法人 人麩城会	指箇事項	社会福祉法人人麩城会に対する岐阜県愛のとし び基金事業費補助金において、次のとおり不適正な 事項が認められたので、今後は補助金の交付手続を 遵守し、適正に処理されたい。
			1 送迎用車両の購入に当たり平成 30 年 4 月 26 日 に補助金の交付申請が行われるのと同時に、平成 30 年 5 月 31 日を事前着手予定日とした届出書が 提出されていたが、実績報告書には平成 30 年 4 月 24 日付けの契約書が添付されており、届出書の 記述は事実と異なるものであって実際には交付申 請日より前に事業に着手していたことは知り得た のに、十分に審査及び確認を行うことなく額の 確定を行っていた。
			2 実績報告書が提出期限である補助事業の完了の 日から起算して 20 日を経過した日までに提出及び 受理がされていなかった。
農業経営課	ぎふ農業協 同組合	指箇事項	ぎふ農業協同組合に対する岐阜県農業振興事業 補助金（新規就農サポート事業費補助金）において、 実績報告書における補助対象経費の中に補助事業者 が支払っていないものが含まれていたことにより、 補助金 42,943 円が過大交付となっており、実績報 告書の審査及び確認が十分に行われていなかった ので、速やかに措置するとともに、今後は適 正に処理されたい。
県産材流通課	有限会社ラ イソ工業	指導事項	有限会社ライソ工業に対する岐阜県森林・林 業対策事業補助金（県産材競争力強化・販路拡大 支援事業）において、旅費の一部に消費税及び地 方消費税が含まれていたことにより、補助対象経 費が過大となっており、実績報告書の審査及び確 認が十分に行われていなかったため、今後は適 正に処理されたい。

(5) 指定管理者（9 団体）

実施団体名	施設名称	実施年月日
ふれあいフアンシアライズ	岐阜県県民ふれあい会館	令和元年 12 月 5 日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立寿楽苑	令和2年 1 月 29 日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立陽光園	令和元年 11 月 29 日
公益財団法人岐阜かみかみがはら 航空宇宙博物館	岐阜かみかみがはら航空宇宙博物館	令和2年 1 月 16 日
一般社団法人岐阜県農畜産公社	岐阜県飛騨牧場	令和2年 1 月 29 日
郡上市	清流長良川あゆパーク	令和元年 11 月 29 日
ぎふ清流里山公園みらい創造グ ループ	ぎふ清流里山公園	令和元年 12 月 17 日
花フエスタ記念公園運営管理グ ループ	花フエスタ記念公園	令和2年 1 月 10 日
イビデングリーンテック株式会社	養老公園	令和2年 1 月 29 日

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。
ア 監査対象団体

実施団体名 （施設名称）	機関名	区分	内容
一般社団法人岐阜 県農畜産公社（岐 阜県飛騨牧場）	畜産振興課	指導事項	岐阜県飛騨牧場の管理運営業務において、畜舎等 の維持管理に必要な消毒剤等の動物用医薬品（飼 薬）を使用しているが、医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号）の規定に基づき、他の 物と区別して貯蔵管理すべきところこれを行ってい なかったため、速やかに措置するとともに、今後は 適正に処理されたい。
郡上市（清流長良 川あゆパーク）	里川振興課	指導事項	漁業に関する体験学習事業参加料の収入事務に おいて、納入通知書の納期限を遡する日から 20 日 以内に設定すべきところ、それを超えて設定してい たものがあったため、今後は適正に処理されたい。
		指導事項	清流長良川あゆパークで提供する漁業に関する体 験学習事業等委託業務に係る支払事務におい て、契約書で定めている支払期日を超えて支払を 行っているものがあったため、今後は適正に処理さ れたい。
		指導事項	清流長良川あゆパークの管理運営業務において、 業務の一部を第三者に委託するときは、「清流長良 川あゆパークの管理に関する基本協定書」及び「清 流長良川あゆパーク管理運営業務仕様書」に基づき、 あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託 業務の内容を明らかにして県に申請し承認を得るべ きところ、除排雪業務及びペンフレット制作業務に 係る申請を行っていないため、今後は適正に処 理されたい。
イビデングリーン テック株式会社 （養老公園）	都市公園課	指導事項	養老公園の管理運営業務において、「養老公園 の管理に関する基本協定書」に基づき、「保管備 品目録」を毎年度提出すべきところ、提出して いなかったため、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関

機関名	実施団体名 （施設名称）	区分	内容
畜産振興課	一般社団法人岐阜 県農畜産公社（岐 阜県飛騨牧 場）	指導事項	岐阜県飛騨牧場の管理運営業務において、指定管 理者は畜舎等の維持管理に必要な消毒剤等の動物 用医薬品（飼薬）を使用しているが、医薬品、医療 機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律（昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号）の規定に 基づき、他の物と区別して貯蔵管理すべきところこ

		指導事項	清流長良川あゆみパークの管理運営業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、「清流長良川あゆみパークの管理に関する基本協定書」及び「清流長良川あゆみパーク管理運営業務仕様書」に基づき、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し承認を得るべきところ、除排雪業務及びメンテナンス制作業務に係る申請をしていなかったため、今後は適正に処理されたい。
里川振興課	郡上市(清流長良川あゆみパーク)	指導事項	花フエスタ記念公園の管理運営業務において、前回の監査(平成29年1月12日)で貸付物品の管理を適切に行うよう指導したところ、貸付物品に異動が生じた都度、基本協定書を変更するよう措置を講じたことであったが、貸付物品の異動について指定管理者からその都度報告があったにもかかわらず、「花フエスタ記念公園の管理に関する基本協定書」の変更が令和元年10月1日まで行われていなかったため、今後は同様の不備が発生しないよう適正に処理されたい。
都市公園課	花フエスタ記念公園運営管理グループ(花フエスタ記念公園)	指導事項	養老公園の管理運営業務において、「養老公園の管理に関する基本協定書」に基づき、「保管備品目録」を毎年度提出させるべきところ、提出させていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	イビデソグリーントック株式会社(養老公園)	指導事項	

岐阜県監査委員告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和二年三月十日

岐阜県監査委員 田 中 勝 士
岐阜県監査委員 加 藤 大 博
岐阜県監査委員 鈴 土 靖
岐阜県監査委員 藤 良 寛
岐阜県監査委員 長 縄 直 子

I 平成30年度及び令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	A	B		
指導事項	89	88	0	1
検討事項	99	99	0	0
計	5	5	0	0
	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 (令和2年1月末現在)	措置済	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	A	B		
指導事項	106	54	28	24
検討事項	126	77	28	21
計	6	2	0	4
	238	133	56	49

※「今回措置を講じたもの」については、令和2年2月3日及び2月4日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和元年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
東濃県税事務所	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として581,693円の費用負担が発生していた。また、公用車が1台廃車(修繕料相当額310,740円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	本件公用車は、老朽化により翌年度に更新する予定であったため、修理することなく抹消登録したものである。事故を起こした職員に対しては、所属長から厳重に注意するとともに、今回の事故を反省し、今後は安全運転に努めるよう指導を行った。

		また、所内の全職員に対し、公用車の運転について、より慎重に行うよう注意喚起を行った。 この事故以後、月2回開催している所内会議で、その月に沿った交通安全テーマを議題とし、公用車のみでなく通勤時等の自家用車運転についても交通事故防止に常に心掛けるよう安全運転の徹底を行っている。
自動車税事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料121,845円が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故直後に所長及び安全運転管理者から当該職員に対し厳重注意を行い、更なる慎重な運転を心掛けるよう指導した。 また、事故当日に全職員に対して、本件の事故概要及び当該職員の運転における問題点や注意すべき点を周知するとともに、交通安全及び交通事故防止の徹底を図った。 その後も職場研修や職員面談の際に注意喚起を行っており、今後も継続して実施し、職員の交通事故防止を徹底する。

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
東濃保健所	公務中の1件の交通事故について、修繕料171,094円が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故後、所内会議を通じて交通事故に対する注意喚起を行い、あわせて慣れな道での安全走行を補助するため、当所が管理する全ての公用車（4台）にボータブルナビ装置を設置した。 また、平素より公用車の運行前に仕業点検を行っているとともに、公務、私用にかかわらず、交通安全の徹底に向けて、随時、所内会議、メール、資料の回覧等により注意喚起を行っている。
商工労働部		
機関名	監査結果	講じた措置
産業技術総合センター	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務委託に係る契約事務及び検査事務にお	契約事務及び検査事務手続について、会計職員への周知徹底を図った。

		今後は、入札及び契約を含む会計事務全般において岐阜県会計規則等を遵守するとともに、疑義が生じた場合には主務課や出納管理課へ照会するなど慎重に対応し、適正な会計事務処理に努める。	
農政部		いて、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていた。 2 検査調査を作成すべきところ、電子マニフェストシステム照会結果の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することによって代えていた。	
機関名	監査結果	講じた措置	
農業技術センター	時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当1件3,953円が過払、休日勤務手当1件5,929円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	時間外勤務手当1件3,953円の過払、休日勤務手当1件5,929円の支払不足については、令和元年11月21日に該当職員へ追給及び戻入を行った。 また、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給について再確認したところ、指摘事項と同様の支払不足1件3,534円、過払1件3,510円があったので、該当職員へ追給を令和元年11月21日行った。戻入については、令和元年11月8日納入を確認した。 今後は、給与事務に関する規定を再確認するとともに、時間外勤務手当等の計算支援ツールの活用や複数人でのチェックを徹底し、再発防止に努める。	
畜産研究所	刈払機を操作中に石が飛散したこと等により車両を損傷させた2件の毀損事故について、損害賠償金として477,368円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	平成30年6月に、刈払機の操作中に石が飛散したこと等により車両を破損させた事故が2件続けて発生したため、すぐに所長から全職員に対し「作業事故の防止等の安全対策について」メールを送信した。また、各研究部に対し、草刈作業における安全対策についての実態調査を行い、その結果に基づき7月に「刈払機使用基準」及び「牧草収穫機等使用基準」を制定し、全職員へ周知した。以降は使用基準等	

県土整備部		を各職員が遵守しており、事故は発生していない。	
機関名	監査結果	講じた措置	
岐阜土木事務所	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週休日に勤務し、週休日の振替を行った職員について、育児部分休業を取得している職員は、育児部分休業の時間を除いた時間を正規の勤務時間として算定を行うべきところ、その時間を除くことなく算定したことにより、1件439円が過払となっていた。 2 勤務時間が8時間を超える場合において、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないにもかかわらず、45分の休憩時間しか置かれていなかった。	育児部分休業を取得している職員の週休日の振替、勤務時間及び休憩時間について、時間外勤務命令簿との突合を複数人で行うこととした。 また、総務課管理調整係職員に対し、労働基準法や岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、特に休憩と時間外勤務手当の詳細を理解するよう指導した。 過払分1件439円について戻入した。	
	市から受託した河川工事に係る収入事務において、受託金のうち契約締結時に支払を受けるべき額に対する納入通知書の発行が、特段の理由なく契約締結後6か月以上経過した後に行われていたので、今後は適正に処理されたい。	事業進捗表を作成し、収入調定(契約)日を他の職員が別途把握すること、納入通知の遅延がないように点検することとした。あわせて、総務課契約係職員に対し、収納状況一覧表で収納遅れや納入通知書の発行遅れがないか随時確認するよう指導した。	
	道路占用料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 岐阜県道路占用料等徴収条例では、占用料は許可した日から1か月以内に徴収するものとなっており、納入通知書はその納期限内に徴収できるよう発行しなければならぬが、納入通知書の発行が許可後5か月以上経過した後に行われていた。 2 未納者に対する督促状の発行が7	1 調定決議書兼収入金調書決裁後、速やかに納入通知書を発行するとともに、決議書の余白に納入通知書発付日を記入してからフレイミングすることとした。また、月に1回、第三者チェックを実施することとした。 2 収入未済一覧表で、週に1回納期限を過ぎた収入未済について確認することとした。督促状を未納者に対し確実に岐阜県会計規則に定められ	

	か月以上遅延していたものがあつた。	た発行期限までに発行した。
	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として419,296円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	事故の原因となった危険箇所について、次の再発防止策を実施した。 ・舗装の補修 ・トンネルの点検 今後も道路パトロールの強化を図るとともに、「社会基盤メンテナンスサポーター」制度によるサポーター（民間人：453名）からの危険箇所等の情報収集や職員による歩道、トンネル、落石危険箇所及び街路灯等の計画的な点検等により道路事故の未然防止に努める。
大垣土木事務所	公務中の2件の交通事故について、修繕料212,687円が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故後すぐに、交通事故を起こした職員に対し、所属長から注意し、今後の安全運転実施について指導を行った。 また、所属職員に対して交通安全に係る職場研修を実施し、安全運転の意識向上や交通安全防止の徹底を行った。 今後は、定例の課長会議及び課長・係長会議において交通安全に係る情報提供や啓発を実施し、交通安全意識の向上に努める。
	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として79,336円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	事故後速やかに舗装の穴ぼこ等を補修した。 こうした事故が発生させないために、職員の出張時に舗装路面など道路施設の状態へ注意を払うとともに、道路パトロールや道路維持修繕業務委託（全面委託）による早期発見及び対応を徹底し、事故の未然防止に努める。
揖斐土木事務所	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として89,061円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対して、公用車等の安全運転について指導を行った。 また、職場研修、所内課長会議等において、公用車や自家用車の運転時には交通ルールを順守し、十分な注意を払うよう注意喚起を行い、交通事故防

	果が管理する砂防指定地標識が風により倒れたことによりアウトドア用具を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として7,370円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	止の徹底を図った。 今後も、継続的に注意喚起を行い、職員の交通安全意識の向上に努めていく。
		通常の点検では主に目視で確認し、施設に異常が見受けられれば触れて確認しているが、本件への応急措置として、当該親水公園を含む周辺砂防指定地で人の集まる場所に設置された砂防指定地標識を対象に、職員が全て触れて確認し、ぐらつきが感じられるものに注意喚起のテープを巻いた。 なお、これらぐらつきの感じられる砂防指定地標識については、平成30年7月23日までに建て替えを完了した。 他の砂防指定地に設置されている標識についても、砂防監視業務専門職により点検を実施し、問題のないことを確認した。 上記の対応を今後も継続していく。
	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として1,011,096円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	事故発生の日、全面委託により、倒木の撤去を行うと同時に、危険因子となる周辺の樹木の伐採を可能な限り行った。 また、道路パトロールの際、目視をし、特に法面にある樹木の繁茂に注視するよう指示した。 恒久策として、平成30年7月30日、当所と伐採専門業者が事故発生現場を確認し、同現場周辺の規模の大きな樹木の伐採について検討し、倒木による交通の支障のおそれがある樹木について、平成30年12月5日、伐採を行った。
	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料119,626円が支払われていたの で、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対して、公用車等の安全運転について指導を行った。 なお、職場研修等で交通事故防止の徹底を図ってきたが、改めて全職員に対しメールにて注意喚起を行い、より一層交通安全及び交通事故防止に努め

		るよう周知徹底を行った。 今後とも、継続的に注意喚起を行い、職員の交通安全意識の向上に努めていく。
下呂土木事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料96,897円が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。 また、全職員に対し、所内会議や交通安全研修の実施を通じ交通安全及び交通事故防止に努めるよう周知徹底した。 今後も継続的に交通事故の防止について注意喚起を行い、再発防止に努める。	事故発生直後に当該職員に対し、所属長より注意と安全運転指導を行った。 また、全職員に対し、所内会議や交通安全研修の実施を通じ交通安全及び交通事故防止に努めるよう周知徹底した。 今後も継続的に交通事故の防止について注意喚起を行い、再発防止に努める。
高山土木事務所	強風のため県が管理する砂防指定地の樹木が折損したことにより、隣接するゴルフ練習場設備と接触し損壊させた1件の毀損事故について、損害賠償金として223,560円の費用負担が生じていたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。 道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として229,546円の費用負担が発生していたので、道路バトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	当該事故については事故の原因を適切に把握するとともに、次の再発防止策を講じた。 ・穴ぼこ等による事故については、舗装の補修を実施した。 ・落石事故については、付近の浮石除去及び法面の清掃を行い、落石を防止するスロープネットを施工した。 今後も道路バトロール、道路維持修繕業務委託（全面委託）等での道路施設の損傷や危険箇所の早期発見と対応を徹底し、道路事故の未然防止に努める。

県事務所		ことに、公用車をはじめ物品の適切な使用及び管理を周知徹底し、職員の毀損事故防止意識向上を図った。 更に、公用車には交通事故防止のための注意事項を記載した文書を備え付けるとともに、グッズボードに公用車の使用及び点検に関するステッカーを張り、運転者及び同乗者へ安全運転と公用車の適正管理に関する注意喚起を行っている。 今後も定期的に物品の管理について注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。
機関名	監査結果	講じた措置
西濃県事務所	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、これを支給しなかったことにより、1件9,018円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘のあった職員の平成31年3月分時間外勤務手当について再計算を行ったところ、2,255円の戻入となった。令和2年1月9日付けで戻入手続を行った。 また、この職員を含めた全職員分について時間外勤務手当の再確認を行い、指摘分のほかに認められた過払についても是正を行った。 今後は、時間外勤務手当の支給に当たり、人事課から各所属宛てに配布された時間外勤務手当等計算支援ツールを活用し、支給割合を十分に確認するとともに、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」と「週休日の振替え等の通知書」との契合を厳密に行い、複数の職員によるチェック体制をさらに徹底する。

教育委員会	機関名	監査結果	講じた措置
岐阜農林高等学校	建築基準法第12条定期点検業務委託に係る入札事務において、入札書や委任状に代理人氏名の記載漏れ等が認められ、本来であればその入札者の入札を無効とすべきところ、記載事項の追	今回の指摘事項は、入札事務にかかわる職員の認識不足によるところが大きいため、入札事務手続について、再度、会計職員への周知を行った。 今後は、地方自治法及び岐阜県会計	

記等を依頼し入札手続を進めており、当該入札者を落札者と宣言した後、他の入札者からの指摘により当該入札者を無効とした事案があったので、今後は適正に処理されたい。		規則等に基づく一連の手続を確認した上で入札執行することを徹底し、適正な事務処理に努める。
羽島特別支援学校	学校給食供給業務委託に係る検査事務において、委託業務契約書に基づく委託業務完了届を徴しておらず、また、同契約書に基づく検査が実施されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	手続の失念を防止するため、当該委託契約事前決裁書の表紙となる添付文書管理票の余白に「要完了届・要検査」と記載するとともに、大型の付箋を貼付して注意喚起することとした。 今後は、完了届徴収の要否、検査実施の有無について複数の職員で確認することを徹底し、適正な事務処理に努める。
警察本部		
機関名	監査結果	講じた措置
岐阜北警察署	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,252,800円の費用負担が発生し、また、修繕料23,712円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故当事者である職員に対し、警務課長が交通事故の発生状況及び原因を聴取し、交通事故防止に関する指導を行った。また、会計課長が当該交通事故による損害賠償金及び修繕料の金額を示し、岐阜県に与えた損害の大きさを認識させた。 全職員に対しては、朝会で警務課長が交通事故の発生状況を説明した上で漫然運転の防止について指示を行った後、小テストによる効果測定を実施した。また、宿直班等、積極的な意見交換がしやすい少人数のグループに分かれ、事故防止検討会を実施した。 今後も引き続き全職員に対し、交通事故防止の徹底を図り、安全運転意識の更なる醸成に努める。
郡上警察署	強風のため駐輪場の屋根が飛散したことにより南方の会社事務所のドアを損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として20,520円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	朝会時に、署員に対して、日常的に庁舎の維持管理の観点から不具合を発見したときは、上司や会計課等へ報告するように手配を行った。 特に、台風や大雨などの災害の発生が予想されるときには、事前に庁舎の点検を行い、飛散物の撤去を行うなど

関警察署	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として291,886円の費用負担が発生し、また、修繕料18,664円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	して、被害発生の未然防止に努めることを指示した。 当該職員に対しては、交通事故の状況や原因を聴取し、運転中における安全確認の徹底について個別に指導した。 全職員に対しては、朝会等において、署長、副署長、警務課長等から交通事故防止のための具体的な注意事項を指示するとともに、公用車事故のもらす影響等について説明したほか、「100ゼロ事故防止基本ルール」について出席者による朗読を実施し、交通事故防止に対する意識付けの徹底を図った。 さらに、駐車場において運転技能訓練を実施し、事故を誘発する外因をいち早く把握し、回避できるよう運転技能の向上を図った。 今後も引き続き、公用車事故防止意識が希薄化しないよう、交通事故防止のための注意事項を指示し、交通事故の絶無に努める。
加茂警察署	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として780,462円の費用負担が発生し、修繕料323,070円が支払われていた。また、公用車が1台廃車（評価額998,073円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対しては、警務課長及び直属の課長から再発防止について具体的な再発防止策の指導を行い、事故防止の重要性について認識させた。 全職員に対しては、朝会等の集合教養の場において副署長、警務課長から再発防止が指示されたほか、具体的には「100ゼロ事故は低障害物と後退時に発生」を認識するよう繰り返し教養を行い安全運転意識の高揚を図った。 その他に、交通指導係長からも事故防止に関する短時間教養を実施するとともに、実車訓練を行い、署員一丸となって交通事故防止の徹底に努めている。
可見警察署	公務中の1件の交通事故について、	当該職員に対しては、公用車事故が

損害賠償金として220,518円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底をはかられたい。	もたらす影響について再認識させるとともに車両運転技能訓練を実施した。全職員に対しては、朝会時に警務課長が公用車の交通事故事例を挙げて、交通事故防止にかかる注意喚起をするとともに、出席者全員による公用車100ゼロ交通事故の絶無を期するためのロールの唱和を継続実施し、安全意識の高揚を図った。 また、全署員を対象に、署駐車場においてタイムトライアルによる「焦った状況」での運転技量の把握、車幅間隔の向上を目的に、狭路の後退、車庫入れ、前進訓練やたこつぼ訓練、更に自動車学校教習コースを利用した実車訓練を実施し、運転技能の向上を図った。 今後、引き続き朝会等を利用して、公用車の交通事故防止の徹底を図る。
---	---

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜保健所	収入証紙の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 収入証紙関係出納簿の摘要欄に証紙の受払い理由を記入していないものがあった。 2 収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄には、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得ることになっているが、これを行っていないかった。	不適正事項について、未記入だった受払い理由を記入するとともに、各月の累計に係る摘要欄に収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を得た。 事務処理体制の見直しとして、岐阜県証紙条例施行規則第17条の規定及び同規則第6号様式備考の記載事項の内容を出納員及び会計員で共有し、内部けん制体制を整備した。

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
生活技術研究所	フロン類を使用した試験機の商品管理事務並びに解体工事及び廃棄処分業務委託に係る契約事務において、取	当該案件の手順の誤りを再確認するとともに、所内において適正な契約手続の流れについて、情報共有した。

農政部	得価格が100万円以上の物品の不用決定の際に必要な知事の承認を得る前であり、契約の締結前であるのに、委託業者にフロン類を引き渡していたので、今後は適正に処理されたい。	今後は、生活技術研究所試験研究用備品利用検討委員会において、処理方針として廃棄スケジュールを追加確認することとした。
-----	---	--

機関名	監査結果	講じた措置
農業技術センター	概算払された共同研究に係る委託料の精算事務において、概算払を受けた者が提出した精算書類について収支等命令者が行うこととされている確認が行われていなかったので、今後は適正に処理されたい。 SDカードの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「その他の外部記録媒体管理台帳」に記載されているものの、情報セキュリティ取扱管理者の確認印がないものがあった。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がSDカードを利用していたものがあった。	概算払の会計事務の精算書類の確認がされていなかったことについては、精算決裁により収支等命令者が確認を行った。 今後は、岐阜県会計規則に基づいて規定を再認識するとともに概算払の精算処理事務について、再発防止対策として概算払リストを作成し管理することとし適正な会計処理をするよう努める。 監査後速やかに、外部記録媒体の情報セキュリティ取扱管理者が一元的に管理を行うこととし、登録等について今回指摘があったような事態が起らない体制に改めた。 今後は、情報セキュリティ取扱管理者による定期的な管理状況の確認と、職員が外部記録媒体を使用する都度、使用記録簿への記載が必要であることとを注意喚起することにより再発防止に努める。
畜産研究所	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたものがあったので、今後は適正に処理されたい。	利用している外付けハードディスクについて、利用状況を確認し、利用の都度「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得るよう、メールで職員に周知した。

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜土木事務所	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び	取扱記録簿に記載されていない特定個人情報がないか再度所内で確認し

	取扱い後は、「特定個人情報取扱記録簿」に記録しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	た。 また、特定個人情報取扱記録簿への記載を全職員に周知徹底し、その記載状況を個人情報管理主担当者、随時確認することとした。
大垣土木事務所	不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたので、今後は適正に処理されたい。	予備監査後直ちに所属職員に対して、不用品の売払いに係る契約事務について注意喚起を実施した。 今後は、不用品の売払いに係る契約事務について、決裁書への売却予定価格の記載の徹底と、不用品売払いの流れが分かる資料を添付することとし、複数の職員による記載確認を行い、再発防止に努める。
下呂土木事務所	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として62,640円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	1件の道路上の穴ぼこ事故箇所については、事故発生当日に常温合材による穴埋めを実施したほか、事故発生から6日後に加熱アスファルトによる舗装補修を実施した。 また、1件の歩道上の落木乗り上げ事故箇所については、事故発生翌日に全面委託業者により歩道の枝及び草を除去したほか、事故発生から3か月後に舗装面のクランク部分の補修による防草対策を実施した。 今後も穴ぼこ等による道路事故防止に向け、普段の道路パトロールや道路維持修繕の委託事業者、メンテナンスサボーターからの報告等により早期発見・早期対応を徹底し、引き続き事故防止に努める。
高山土木事務所	不動産鑑定業務に係る契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づき、暴力団から不当介入を受けた場合の警察への通報義務について、特記仕様書等に記載がなされていなかったため、今後は適正に処理されたい。	契約書に暴力団から不当介入を受けた場合の警察への通報に関する特記仕様書を追加した。 今後は、契約締結時に契約内容に関するチェック及び必要書類が適切に添付されているか等、複数で必ず確認を行い適正な事務処理に努める。
ロータリー除雪車の購入に係る特定		当該案件の公示は、令和元年12月20

都市建設部	調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約）事務において、競争入札により落札者を決定したときに行うべき岐阜県公報による落札者等の公示が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	日（金曜日）岐阜県公報第66号にて行った。 今後は、特定調達契約のみならず、すべての契約事務において、事務の遺漏がないよう複数によるチェックはもちろんのこと、事務の流れについても、研修等を活用することで理解を深めることに努め、再発防止を図る。
機関名 岐阜・西濃建築事務所	監査結果 不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたので、今後は適正に処理されたい。	監査後直ちに所属職員に対して、不用品の売払いに係る契約事務について注意喚起を実施した。 今後は、不用品の売払いに係る契約事務について、決裁書への売却予定価格の記載の徹底と、不用品売払いの流れが分かる資料を添付することとし、複数の職員による記載確認を行い、再発防止に努める。
県事務所	公用車の調達事務において、特別な理由がないにもかかわらず、公用車仕様書に納入車種を指定していたので、今後は競争性を考慮した調達に努められたい。	監査後直ちに所属職員に対して、物品調達に係る契約事務について注意喚起を行った。 今後は、物品調達に係る仕様について、納入物品について競争性が図られるよう、仕様内容について検査者も含めた複数の職員でチェックし、適正な契約事務に努める。
機関名 西濃県事務所	監査結果 特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならないが、それらを行うことなく特定個人情報を提供していたので、今後は適正に処理されたい。	指導のあつた第三種雇員の特定個人情報通知カードの写しの受領にかかわる「特定個人情報取扱記録簿」の記載漏れについては、全て記載し修正を行った。 再発防止策として、「特定個人情報取扱記録簿」に記入例を明示するとともに、特定個人情報の適正な使用について所内会議を通じ全職員に注意喚起を行った。

教育委員会					
機関名	監査結果	講じた措置			
岐阜農林高等学校	物品の管理事務において、カッター1件(取得価格63,735円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	物品管理の徹底を図るため、全職員に岐阜県会計規則及び物品の現物実査実施要領を周知するとともに、現物実査の際は、実査担当者、共用主任者等の複数人による物品一覧表と写真付き台帳、備品整理票の実合を確実に行うよう徹底した。 また、物品を異動及び処分する場合は、供用主任者及び事務職員に報告することを全職員に徹底し、物品亡失の再発防止に努める。	大垣東高等学校	外部記録媒体の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 利用していない外部記録媒体は情報セキユリテイ取扱管理者が一括して保管し、及び管理すべきところ、情報セキユリテイ取扱管理者以外の者がこれを行っていた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキユリテイ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外部記録媒体を利用していたものがあった。 3 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」の記載内容を確認したところ、使用期間の終期が記載されていないもの及び使用場所が特定できないものがあった。	とともに、令和元年11月20日の職員会議において情報セキユリテイ研修を実施し、同研修内で改めて校務用パソコンの適正な取扱いにつき周知徹底を行った。 今後も毎年、職員会議において実例を挙げながら「適正な使用」「事故時の速やかな報告」「賠償責任」等について周知徹底を行うとともに、各職員の机上の目につく所に注意事項を掲示する等、職員個々の意識向上を図っていくことで、毀損事故の再発防止に努める。
羽島高等学校	ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業務委託に係る検査事務において、検査調書を作成すべきところ、電子マニフェストシステム照会結果の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名すること代替えていたので、今後は適正に処理されたい。	検査調書の作成について規定した岐阜県会計規則第122条を事務職員全員に周知するとともに、他の事案について適正に処理されていることを確認した。 今後は、契約の履行を確認する際に担当者、会計員及び出納員が検査調書を作成すべきかを確認することを徹底し、適正な事務処理に努める。			
掛斐高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料98,280円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	毀損事故発生直後の職員会議(平成30年8月29日)において、事故発生の実状及び物品管理の注意点について周知を行った。 また、平成31年度当初には校務用パソコンの適正な取扱いに関する資料を全職員に配布し、改めて注意喚起する	大垣西高等学校	行政財産の目的外使用許可に係る収入事務において、収入科目を(款)使用料及び手数料とすべきところ(款)諸収入としていたので、今後は適正に処理されたい。	予備監査後の令和元年10月9日に会計職員全員に対し、目的外使用許可にかかる使用料は(款)使用料及び手数料、電気代等の管理費は(款)諸収入を収入科目とすることを改めて周知し、今後適切な収入科目で測定するよう徹底を図った。 今後の会計処理においては、同様の誤りが発生しないよう複数の職員がチ

特別教室棟・浄化槽上屋上防水工事に係る検査事務において、事前決裁書の起案者以外の者を検査員に指定すべきところ、起案者を検査者に指定し検査が行われていたので、今後は適正に処理されたい。		エックを徹底し、適正な事務処理に努める。
外付けハードディスクの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「その他の外部記録媒体管理台帳」に記載していないものがあつた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していた。		当該外部記録媒体については、予備監査直後の令和元年9月25日に、「その他の外部記録媒体管理台帳」に記載して管理するとともに、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を得て使用するよう改め、職員に周知した。 また、所属内に台帳未記載の外部記録媒体がほかに無いかを改めて調査し、適切に管理されていることを確認した。 今後は、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領等の規程に基づき、適正な利用手続をとるよう職員会議において継続して周知徹底を行い、適正な事務処理に努める。
益田清風高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料135,464円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員には、ノート型パソコンの取扱いについての注意、再発の防止を指導した。 全職員に対して、案件発生直後の令和元年8月22日に行われた職員会議において、大切な公有財産であることの認識を持ってノート型パソコンの取扱い及び管理を行うこと、壊れた場合には貴重な公費で修理しなければならないうこと、取扱いの際の注意事項などを説明・指導した。 令和元年12月11日に行われた職員会議においても、出納管理課発行のメー

揖斐特別支援学校		公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料35,208円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、パソコンの取扱いについて、十分注意を払うよう指導した。あわせて、所属職員に対して終礼時及び職員会議において、パソコンの適正な使用及び管理について周知徹底した。今後も継続して注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。
恵那特別支援学校	時間外勤務について、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた「延長することができる時間数」を超えた時間外勤務を命じていた事案があったので、今後は適正に処理されたい。	時間外勤務を命じる際には、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）内の「延長することができる時間数」を超えていないかの確認を徹底することとした。 今後は、所属内で36協定の趣旨を徹底し、適正な事務処理を行うとともに、時間外勤務が多い職員に月末までの業務見通しを確認し、必要に応じて業務の見直しを実施するなど、時間外勤務の削減に向けた取組を継続していく。	ル・ガジンの情報を基に、再度公有財産として注意して取り扱うこと、職員に賠償責任が発生する場合もあること、主要な事故の発生原因などについて説明・指導した。 今後も、会議や校内研修など、機会あるごとに公有財産としての物品の適正な取扱い及び管理について周知し、毀損事故の再発防止に努める。
警察本部	機関名 岐阜北警察署	監査結果 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料93,744円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	講じた措置 当該職員に対しては、警務課長が情報管理課から発出されている教養資料を基に、適正な使用方法について個別指導を行った。 全職員に対しては、朝会で警務課長

		から毀損事故の状況、損害の程度を説明し、具体的な注意事項を指示した。今後も物品の適正な使用、管理について、随時指導を実施し再発防止に努める。
養老警察署	時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	給与事務担当者に対し、支給誤りに至つた経緯の聞き取りを行い、その原因を明らかにさせた。 なお、支給誤りの原因は、給与事務担当者がメモとして作成した資料に、支給誤りとなつた日の祝日表記を忘れたことに起因するものであるが、担当者のみでなく複数の職員による確認を徹底することで、適正な支給事務に努める。
郡上警察署	時間外勤務手当等の支給事務において、時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	今後、同様の支給誤りが発生することが無いよう、時間外勤務手当等の制度及び支給事務について再確認し、決裁時には、複数職員によるチェックを徹底することで、再発防止に努める。
関警察署	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料61,776円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対しては、機器損傷の状況、原因等を聴取し、同種事故防止の徹底について個別に指導した。 全職員に対しては、朝会において、会計課長等からパソコン等機器の毀損事故防止について、教養資料により指示し、同種事故防止の徹底を図った。 今後も引き続き、パソコン等機器の毀損事故防止意識が希薄化しないよう、定期的に適正な利用について注意喚起し、同種事故の絶無に努める。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程を次のように定める。

令和二年三月十日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）第四十条の規定に基づき、岐阜県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局及び教育委員会の所管に属する学校に勤務する会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第二条 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校に勤務する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は、岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和二年岐阜県規則第十四号）第二条から第十一条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

公 示

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量・現地測量・路線測量）

三 作業期間

令和元年七月一日から

令和二年二月二十日まで

四 作業地域

岐阜市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類
公共測量（基準点測量・現地測量・路線測量）

三 作業期間

令和元年七月一日から

令和二年二月二十日まで

四 作業地域

郡上市

令和二年三月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社